

令和3年8月20日

第8回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第8回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年8月20日（金） 午前8時58分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

8番 ○○○○○ , 9番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○

7 閉会年月日

令和3年8月20日（金） 午前10時35分

令和3年第8回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第67号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第68号 空き家に付属した農地指定申請について

議案第69号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第70号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第71号 農地法第4条による許可申請について

議案第72号 農地法第5条による許可申請について

議案第73号 非農地証明願について

議案第74号 農用地等のあっせんについて

議案第75号 農用地利用集積計画について (利用権設定)

議案第76号 農用地利用集積計画について (所有権移転)

(2) 報告第8号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第8回農業委員会総会

令和3年8月20日（金） 午前8時58分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。7月、8月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、11番〇〇〇〇〇〇委員が途中退席が出ておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第8回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。8番〇〇〇〇〇〇委員、9番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第67号農地所有適格法人要件届出書についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第67号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、事業所所在地、名称については、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇、代表者は、〇〇〇〇〇〇、設立年月日は、令和3年6月7日、総出資額25万円、構成員3名、役員4名、常時従事者構成員3名内農作業従事役員2名です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉1号について、8月11日に現地調査を行いましたので報告致します。内容的に色々チェックをさせて頂いて、腑に落ちない所がいくつかありまして、事務局と話をさせて頂きました。参考資料で農地所有適格法人の3条申請を前提にとありますが、申請段階で下限面積40aを超えていないという所が一番引っ掛かる所で、今回は、保留として来月に向けて話をさせて頂きたいと思っております。今回は、保留の報告とさせて頂きたいと思っております。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第67号農地所有適格法人要件届出書については、保留ということでご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、保留することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第68号空き家に付属した農地指定申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第68号について、ご説明申し上げます。受理番号財部2号、土地の所在地が財部町北俣狩集里〇〇〇〇〇〇、地目田、面積416㎡他2筆の合計面積1,549㎡です。所有者は、鹿児島市春山町の〇〇〇〇〇〇です。空き家情報登録日は、令和2年11月26日です。3条と同時申請となっております。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、

報告を求めます。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号財部2号について、8月11日に現地調査を行いましたので報告致します。申請地は、刈原田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が宅地と水路を挟んで田、南が河川と田、北が道路を挟んで水路及び山林であります。申請地の田3筆と西側に隣接する宅地及び家屋1棟は、共に同じ所有者名義です。同所有者は、鹿児島市へ転出し、家屋は、現在空き家となっております。なお、曾於市空き家バンク制度に登録された日は、令和2年11月26日です。無断転用は認められず、農地法第2条第1項の対象農地であると思われます。また、農地の権利取得後、5年以上耕作する事の誓約書、3条許可を条件に付した土地建物の売買契約書が添付されている事から、投機目的の農地取得ではない事は確実です。調査結果の総合意見は、申請地は、農地法第2条第1項の対象農地であり、申請人が空き家に居住し、農地の耕作を行う事が確実と思われる事から、申請地を空き家に付属した農地に指定して差し支えないと判断します。調査員は私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

この○○○○○さんて方は、何歳位の方ですか。

○16 番委員 (○○○○○)

○○○○○さんは、女性で28歳です。

○2 番委員 (○○○○○)

構成員は、2人ですが旦那さんですか。

○16 番委員 (○○○○○)

お父さんです。

○2 番委員 (○○○○○)

こっちにいらっしゃるんですね。

○16 番委員 (○○○○○)

現在、岐阜ですが2人で移住するという事です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第68号空き家に付属した農地指定申請については、認定することでご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、認定することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第69号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは3ページになります。議案第69号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉90号、土地の所在地は、末吉町二之方権現向○○○○○、地目は田で、面積1,503㎡、他1筆の合計面積1,790㎡です。受人は、末吉町二之方の○○○○○です。理由につきましては、新規就農です。他10件です。よろしくお願ひします。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 90 号について、8 月 7 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされております。周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 91 号について、8 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人と譲渡人は、親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 92 号について、8 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子です。受人の住所は、志布志市ですが、申請地まで車で 10 分程度です。通作距離について支障ないと思います。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 93 号について、8 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。また、譲渡人と譲受人は、親子になります。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 94 号について、8 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、譲渡人と譲受人は、二従兄弟関係になります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 95 号について、8 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、柚子を 15 年作付けされていて、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人は、親子になります。以上で調査報告を終わります。

○2 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 96 号について、8 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 97 号について、8 月 14 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につ

いては、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

受理番号財部98号について、8月12日に田中推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

受理番号財部99号について、8月11日に現地調査を行いましたので報告致します。先程の空き家に付属した農地指定申請で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ説明します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、下限面積要件についても先ほど議案第68号で報告しましたとおり、空き家に付属した農地であると判断できることから問題ないと思います。譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部100号について、8月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、農地所有適格法人であり、取得する農地には、しそと梅を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人のおぼが、親友になります。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第69号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第70号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは6ページになります。議案第70号について、ご説明致します。受理番号大隅50号、土地の所在地は、大隅町中之内皆越段○○○○○、地目は山林で、面積548㎡です。申請人は、大隅町中之内の○○○○○です。転用目的は、畑です。変更理由は、畑地帯総合整備事業に参加する為という事です。変更区分については、編入です。他6件です。よろしく願います。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 50 号について、8 月 12 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、二重堀自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路、南が道路、北が山林であります。目的実現の確実性は、編入の許可後は、畑地帯の一角を担うものとなり確実と認めます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、登記地目は、山林 548 m²ですが、畑として利用する為、編入するもので農地の広がり、周囲を含めて 10ha を超える集団性があり適当と思われれます。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除につきましては、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地を農用地に編入することにより、県営畑地帯総合整備事業の計画区域として、農業振興に資する事から許可相当との意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇18 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 51 号について、8 月 12 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、おりた自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が畑、南が畑の下に人家、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、編入の許可後は、畑地帯の一角を担うものとなり確実と認めます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、面積 484 m²を畑として利用する為、編入するもので農地の広がり、周囲を含めて 10ha を超える集団性があり適当と思われれます。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除につきましては、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地を農用地に編入することにより、県営畑地帯総合整備事業の計画区域として、農業振興に資する事から許可相当との意見の一致をみました。続きまして、受理番号大隅 52 号について、8 月 12 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、おりた自治会付近にある農地ですが、実際は土手になっております。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が道路と畑です。目的実現の確実性は、編入の許可後は、畑地帯の一角を担うものとなり確実と認めます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、畑 87 m²で形状が悪く狭い為、編入する事で利便性も良くなり、農地の広がり、周囲を含めて 10ha を超える集団性があり適当と思われれます。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除につきましては、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地を農用地に編入することにより、県営畑地帯総合整備事業の計画区域として、農業振興に資する事から許可相当との意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇推進委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

〇推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 53 号について、8 月 12 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、二重堀自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が山林、南が道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、編入の許可後は、畑地帯の一角を担うものとなり確実と認めます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、畑 248 m²を編入するもので、農地の広がり、周囲を含めて 10ha を超える集団性があり適当と思われれます。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除につきましては、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地を農用地に編入することにより、県営畑地帯総合整備事業の計画区域として、農業振興に資する事から許可相当との意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 54 号について、8 月 12 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、二重堀自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が道路であります。目的実現の確実性は、編入の許可後は、畑地帯の一角を担うものとなり確実と認めます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、畑 313 m²を編入するもので、農地の広がり、周囲を含めて 10ha を超える集団性

があり適当と思われます。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地を農用地に編入することにより、県営畑地帯総合整備事業の計画区域として、農業振興に資する事から許可相当との意見の一致をみましました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○18 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 55 号について、8 月 12 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、二重堀自治会内にある農地内の山林です。周囲の状況は、東が地目は道路ですが現状は畑、西が地目は道路ですが現状は山林、南が地目は道路ですが現状は畑、北が山林であります。目的実現の確実性は、編入の許可後は、畑地帯の一角を担うものとなり確実と認めます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、登記地目は、山林ですが、畑として利用する為、農地の広がり、周囲を含めて 10ha を超える集団性があり適当と思われます。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地を農用地に編入することにより、県営畑地帯総合整備事業の計画区域として、農業振興に資する事から許可相当との意見の一致をみましました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 56 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田代自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が山林と道路、北が宅地であります。目的実現の確実性は、牛舎等を新築する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積 6,739 m²に牛舎 1 棟 2,500 m²及び堆肥置場を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で、家畜排せつ物は、貯留槽にて処理するので適当と思います。被害防除につきましては、隣接する畑との間に緩衝地を設けます。また、南側には、山林が広がっており、北側には既存の牛舎があり特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在、牛を 60 頭飼育しており、これから増頭を考え 120 頭にする見込みで、新しく牛舎等を設置する予定で、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみましました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅 50 号からなんですが、整備事業をする為に全体の枠の一部分の 248 m²とか少ない面積を入れる為に実施するという事ですかね。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

先程報告がありましたとおり、形状がいびつな所、農地の端にある事から今度区画整理するもので、編入するものであります。形状がいびつになっておりますが、将来的には、4 m～5 m幅員の道路を入れるという事でした。また、周辺につきましては、排水施設も整っておりませんので、道路と併せて排水施設も整備する為、この地域を編入して区画整理を行うという事でした。以上です。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 70 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、編入、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、編入、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 71 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは 8 ページになります。議案第 71 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 16 号、土地の所在地が、末吉町諏訪方二俣○○○○○、地目は畑で、面積 1,400 m²、他 1 筆の合計面積 2,119 m²です。申請人は、末吉町諏訪方の○○○○○で、転用目的は、畜舎、通路、飼料置場です。理由につきましては、昭和 55 年に亡父が畜舎 1 棟を建築し、平成 26 年に私が増築してしまいましたという事で始末書付きでございます。農振区分は、外です。他 2 件です。よろしくお願ひ致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 16 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西高松自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路を挟んで宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで費用は生じない事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、畜舎・道路・飼料置場を整備する 2,119 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下し、汚水・し尿は、畜舎内に貯めておき、自作地の肥料として使用するもので適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま使用し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、畜舎・道路・飼料置場を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんと調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 17 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで費用は生じない事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・倉庫・駐車場を整備する 940 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置しているもので適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま使用し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、一般住宅・倉庫・駐車場を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんと調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○18 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 18 号について、8 月 12 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、お

りた自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、現在の借家が手狭になった事から、集落に接続する申請地に自己の住宅を建築し、農業の収穫物を管理する作業場も設置するもので、残高証明書が添付され確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積 1,000 m²に住宅 1 棟 76 m²、作業場 81 m²、道路・駐車スペース 209 m²を利用するもので適当と思います。排水等については、道路添いに側溝がある為、問題ありません。被害防除につきましては、隣接地から緩衝地を 2m としており影響ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 71 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 72 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは 9 ページになります。議案第 72 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 80 号、土地の所在地が、末吉町二之方大人〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積 378 m²、他 1 筆の合計面積 474 m²です。譲渡人は、末吉町上町の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、末吉町上町の〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇です。転用目的は一般住宅と通路で、理由につきましては、現在、借家に居住しているが、手狭で不便な為、申請地に自己の住宅を新築したいという事です。農振区分は、外です。他 9 件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○2 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 80 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、菅渡東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思いません。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・通路を整備する面積として全体で 474 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水・生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書が添付されており、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅及び通路を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 81 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、菅渡東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、

住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・駐車場スペースを整備する面積として全体で373㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水・生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅及び駐車場スペースを整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉82号について、8月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上新地自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・カーポートを整備する面積として全体で344㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅及びカーポートを整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉83号について、8月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇都之上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で500㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は浸透枡を設置し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅84号について、8月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、志柄自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が畑と山林、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、申請人は、売電事業を営む法人です。太陽光発電施設を設置するもので、経済産業省の再生可能エネルギー認定通知書と九電の系統連系工事負担金通知書が添付され、残高証明書も添付されており確実だと思われれます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、面積1,615㎡に太陽光パネル288枚を設置して利用するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、浸透枡を設置し、自然流下するので問題はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、太陽光発電施設を設置するもので、代替地を検討するも価格面で折り合いがつかず、他に適地もなく、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 85 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、申請人は、市外で太陽光の再生エネルギーによる売電事業を営む法人です。太陽光発電施設を設置するもので、経済産業省の再生可能エネルギー認定通知と九電の系統連系契約書が添付され、融資証明書も添付されており確実だと思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光パネル 312 枚を設置して利用するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下するので支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、太陽光発電施設を設置するもので、代替地を検討するも価格面で折り合いがつかず、他に適地もなく、転用むを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 86 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、平原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑と道路、北が道路です。目的実現の確実性は、申請人は、借家が手狭の為、住宅を新築するもので融資証明書も添付されており確実です。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、面積 500 ㎡に住宅 1 棟 113.74 ㎡は適当と思います。排水等については、生活雑排水は、合併浄化槽により処理する為、既存の側溝に放流するので支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、都市計画区域内にある第三種農地に該当します。一般住宅を建築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 87 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、榎木段自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が道路と山林です。目的実現の確実性は、申請人は、市外で太陽光の再生エネルギーによる売電事業を営む法人です。太陽光発電施設を設置するもので、経済産業省の再生可能エネルギー認定通知と九電の系統連系工事負担金の契約書が添付され、融資証明書も添付されており確実だと思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積 5,917 ㎡に太陽光パネル 5 設備 142 枚を設置して利用するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで自然浸透するので支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の集団性が低い事から第二種農地のその他の農地に該当します。申請地には、太陽光発電施設を設置するもので、代替地を検討するも、他に適地もなく、転用むを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部 88 号について、8 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、箕原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が水路と市道を挟んで宅地、北が道路と水路を挟んで田です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明が添付してあり確実と思います。位置としましては、10ha 以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 570 ㎡に対して、居宅 1 棟の建築面積 130 ㎡は、周囲の状況からみても適当であると思われます。なお、500 ㎡を超過していますが、南側の 85 ㎡は、いびつな地形で住宅建築に向かない事から超過理由として適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設

置し、生活排水・雨水ともに南側の道路側溝に放流する事から適当と思います。被害防除については、周囲にブロック塀を設置し、緩衝地を設けます。また、被害防除誓約書も添付されており、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ではありますが、周囲に住宅がある事から不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回、申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇16番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部89号について、8月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中尾自治会内にある農地です。周囲の状況は、東側から南側にかけてが市道を挟んで畑と宅地及び雑種地、西が畑と原野及び雑種地、北が山林及び原野です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付してあり確実と思います。位置としましては、10ha以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、資材置場1,345㎡・事務所1棟・駐車場を設置する面積として全体面積2,129㎡は、同種施設の規模状況からみても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置し、生活排水・雨水ともに南側の道路側溝に放流する事から適当と思います。被害防除計画については、申請地の造成は行わず原状のまま利用し、北側に土留め工事を行います。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ではありますが、周囲に住宅がある事から不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、建設業を営んでいる事から、申請地に資材置場等を設置し、事業の経営安定を図るもので転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

〇4番委員（〇〇〇〇〇）

まず末吉80号ですが、〇〇〇〇〇〇に関して申請人が持ち分四分の一ずつとなっておりますが、あと2人いるという事ですか。お聴きます。あと大隅の87号ですが、面積が大きいですが、浸透枡等を入れて排水対策をするという事ですか。現地から見た周囲の高低差等、枡の数、どのような形で入れるのか。緩衝地を広く設けているようですが、今、こんだけ雨が降っておりますが、どれぐらいの雨に対応出来るような設計になっているのかどうか、調査員に詳しく話を聴きたいと思えます。

〇事務局（〇〇〇〇〇係長）

補足説明資料の66ページをお開き頂きたいと思えます。申請地に斜線が入っておりますが、その右隣に〇〇〇〇〇〇、畑、427㎡とありますが、ここの所有者が譲渡人と同じ〇〇〇〇〇〇さんになります。〇〇〇〇〇〇さんが二分の一持たれて、残りを〇〇〇〇〇〇さんが二分の一ずつ持たれて、共通してここを通路として利用するという事でございます。以上です。

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

これは、よろしいですか。

〇4番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

次に87号の太陽光発電の枡の件ですが、調査員は解りますか。事務局

〇事務局（〇〇〇〇〇係長）

87号についてお答え致します。申請地については、高低差がほとんどございません。周りにもし、浸透枡を深く作ってしまいますと、最近良くあるのが浸透枡を作ったばかりに横の山林に鉄砲水

みたいにして被害が出てしまう可能性が非常に大きくなったと。今、隣の都城でもですね行政書士の方が申請する時に浸透柵をあまり設けないようにしたいと。これは2次災害を招く元になると。この申請地は、正直に申し上げますが、以前山林として転用許可を取っておりました。しかし、山林の転用許可が出ておりましたが、今度ここに太陽光を設置したいという申請でしたので実際は4条の取り消し願いを出させるべきでありましたが、今回まだ取り消し願いの申請が上がってきておりません。実際は、進達するにあたっては、平成30年に山林の転用許可を受けておりますので、その分の取り消し願いを出させた上で、これを進達させて頂きたいと考えております。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

浸透柵をあまり設置しないという事は、表面排水はどっかに流れる。浸透柵だけでは、どっかにはかせきらんという事。表面排水は多少は、どっかに流れるという事ですか。表面排水において、周辺に影響を与える事はないですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

今報告申し上げたとおり、この申請地につきましては、高低差がほとんどありません。ですので、水が集中的にどっかに流れていくという事は、ほとんど考えられません。この圃場内で処理が出来るという事で浸透柵を設置しないという申請になっております。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第72号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。ここで10分間暫時休憩致します。

（休憩：午前10時10分）

（休憩：午前10時20分）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

会議を再開致します。次に議案第73号非農地証明願についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、12ページになります。議案第73号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅23号、土地の所在地が大隅町月野久保崎〇〇〇〇〇、地目は畑、面積284㎡です。申請人は、大隅町月野の〇〇〇〇〇で、経緯につきましては、昭和40年頃に、亡父が農業用倉庫を建築してしまいましたという事で、始末書付きでございます。よろしく願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅23号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、8月11日に行

いました。申請地は、久保崎自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が雑種地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、隣接する農地に影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありませぬ。建物については、亡父が、昭和40年頃に農機具倉庫を建築しており、その後、平成20年に相続したところが農地であるとは気づかず、今回始末書による追認となっております。調査結果の総合意見は、申請地は、現在まで50年以上にわたり、倉庫等の施設用地として利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならぬ土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第73号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませぬので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第74号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは13ページになります。議案第74号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉67号、申出者が末吉町二之方の〇〇〇〇〇で、申出地の所在が末吉町深川五位塚渡り下〇〇〇〇〇他1筆、地目は田と雑種地、面積合計807㎡です。申出の内容は、売りたいです。他7件です。よろしくお願ひします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉67については、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉68については、2番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉69と末吉70については、私と〇〇〇〇〇推進委員、財部71と財部72については、3番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部73については、14番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部74については、7番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願ひ致します。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉51号は、打切でお願ひします。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

財部58号は、継続でお願ひします。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

財部59号60号は、継続でお願ひします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉61号は、継続でお願ひします。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

大隅62号は、継続でお願ひします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅63号は、成立でお願ひします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉64号は、継続でお願ひします。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

末吉 66 号は、諏訪方〇〇〇〇〇番地は、成立です。〇〇〇〇〇番地については、継続でお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 75 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 145 と大隅 146 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 75 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 145 と大隅 146 を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「〇〇〇〇〇委員退席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 75 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 145 と大隅 146 についてを議題と致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 75 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 145 と大隅 146 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 76 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 76 号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第 8 号合意解約等の報告については、総会資料の 24 ページから 27 ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

農業者年金加入推進と農業新聞の推進について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和 3 年第 8 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和3年8月20日（金） 午前10時35分開会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員